

第18回東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会

日 時：令和8年1月30日(金) 10:00～11:30

場 所：近江八幡市役所 本庁舎3階 特別会議室1、2

本協議会は、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものへと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、東近江圏域（近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町）における洪水氾濫ならびに土砂災害による被害の軽減に資する取組を、総合的かつ一体的に推進するための協議を行う場として設置しています。

【主な議事】

(1) 【報告事項】第17回協議会後の対応について

- 次の事項について、次年度の出水期前の協議会において共有すべく作業中であることを報告
 - ・ 河川愛護活動や維持管理に係る取組状況
 - ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の課題

(2) 【協議事項】近江八幡市安土町下豊浦地区における水害・土砂災害に強い地域づくり計画および浸水警戒区域指定について

- 下豊浦4地区（弁天、北原、芦刈、芦刈新町）の水害・土砂災害に強い地域づくり計画策定経緯・内容と浸水警戒区域（約123.8ha）の指定案を説明した。
- 避難経路が通行不可な場合のプランBの記載、共働き世帯の子どもへの避難支援について検討するよう意見があった。
- 下豊浦4地区の浸水警戒区域の指定案について異議はなかった。

(3) 【情報提供】

- ① 令和8年度から運用開始予定の新たな防災気象情報について（彦根地方気象台）
 - ・ 圏域ごとの具体的な内容や運用方法について、出水期までに、国、県、市および彦根地方気象台の関係者で共有することとなった。
 - ・ 過去に作成済みの水害に強い地域づくり計画も含め、フォローアップの意見があった。
- ② 中小河川の「洪水浸水想定区域図」と「地先の安全度マップ」の公表と市町ハザードマップの作成について（滋賀県）
 - ・ 2つのマップの違いが理解しやすくなるよう、資料を工夫するよう助言があった。
 - ・ 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）は住居の損害保険算定情報として、地先の安全度マップ（1/10）は避難時に活用する情報として有効。用途に応じて使い分けることを意識して、ハザードマップ作成を行う必要がある旨、情報共有があった。

1. 会長代理の滋賀県流域政策局 辻局長の挨拶

本協議会の取組方針では、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施することにより、「水害・土砂災害に強い地域」を目指す』ことを目標としています。今年度の出水期（7/16）に開催した本協議会（第17回協議会）では、各機関での取組について御報告いただいたところです。委員の皆様には、引き続き、それぞれの組織やお立場で、先頭に立って取組を進めていただいていることと存じます。

本日は、報告事項3点、協議事項1点、情報提供2点の議事となっております。とりわけ、協議事項では、近江八幡市安土町下豊浦の4地区における水害・土砂災害に強い地域づくり計画および浸水警戒区域指定についてを議題としております。

水害・土砂災害の防止について皆さまと一緒に考え、今後の取組につなげてまいりたいと思います。忌憚のない御議論をいただけますよう、お願いしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。



2. 質疑応答・意見交換

(2)【報告事項】近江八幡市安土町下豊浦地区における水害・土砂災害に強い地域づくり計画および浸水警戒区域指定について

- (堀教授) 浸水警戒区域の指定は、今後浸水リスクの高い地区に対策がなされずに建物が新たに建てられることを防ぐという意味で、必要な取組である。
- (堀教授) 水害・土砂災害に強い地域づくり計画は、各地域の特性に合わせて作られていると感じた。ただし、芦刈(あしかり)・芦刈新町地区については、避難経路が干拓地内を通っており、実際に浸水した場合には通行不能となるリスクがある。計画書には避難経路が通行不可な場合のプランBも考えておくと良い。
 - ⇒ (事務局) 家にとどまる垂直避難も選択肢として各地区へ説明しているが、タイムラインには明記していない。今後地区と協議し、内容を改善する。
- (堀教授) 各地区で共助の取組が出来ている点が特徴で、良いと感じた。4地区の中には若い世代の多い地区もあると説明があったが、大雨警報等の発表時、子どもが下校させられ、共働きの両親は職場におり、昼間に子供が一人で自宅にいる場合がある。高齢者だけでなく、共働き世帯の子どもへの避難支援についても今後検討されたい。
 - ⇒ (事務局) 高齢者の避難については議論を続けてきたが、子どもの避難についてはこれまであまり議論にならなかった。必要な視点であるため、フォローアップ時に提案したい。
 - ⇒ (堀教授) 水平避難と同様、垂直避難についても基準を設けておく住民は対応に迷わずに済む。ぜひ今後検討してほしい。
- (彦根地方气象台) これは河川氾濫による水害を想定した計画で、少し違つかもしれないが、津波警報発表時に車での避難による渋滞が各地で発生している。車での避難時に河川氾濫により亡くなった事例があるので、渋滞によって水平避難時に被災する可能性がある点に留意いただきたい。
 - ⇒ (事務局) 水害時の車による避難の注意点については、これまでの取組で住民の方へ伝えている。浸水被害が始まる前は車による避難も考えられるが、徒歩以上に早めに避難開始をすることが推奨される。タイムラインには、市から発令される避難情報のほかに地区独自の避難基準を設けているが、基準水位が設定されている琵琶湖の水位で言うと、1段階ずつ早めの水位を記載している。水平避難時は余裕を持って避難行動を取れるよう、地区との協議の結果、これらの基準とした。
- (多々納教授) 現行の制度上は、浸水警戒区域内に位置しない家屋は嵩上げ支援の対象とならないが、浸水深3m未満でも、家屋の2階に垂直避難が難しい方もおられる。また200年確率を超える雨が降った場合、垂直避難が安全とも限らない。浸水警戒区域指定に当たり基準とする降雨は200年確率だが、その規模を超える雨が降りそうだという情報を住民はどのようにして得ることができるのか。
 - また、避難計画を見ていると、避難所までの距離が遠いように思う。全国的に指定避

避難所の統合が進んでいるが、昨今では経費補填などで自治体の避難所開設の費用が軽減される仕組みもある。少なくとも、地元、市町の負担も出てくると思うが避難所までの距離を縮めるための支援も検討課題として考えるべき。例えば、干拓地の北寄りの自治会はコミセンまで南下せず、反対方向の建物や高台へ避難できるように考えると良い。

⇒（事務局）200年確率を超えるかどうかの情報を知らせるのは難しいため、タイムラインでは早めの水平避難を基本として記載している。また、下豊浦は干拓地という土地の特性上、一度浸水すると解消されるまでに時間を要し、長期間孤立してしまう可能性があるため、食料等の備蓄が必要となることも説明している。

支援制度の改善については、流域治水推進審議会でもご指摘いただいております、避難所整備への支援等も考えたい。

(3) その他情報提供

①新たな防災気象情報について

■ 防災気象情報の主な変更点

- ・ 防災気象情報を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- ・ 対象災害（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）ごとの情報として整理し、レベル4相当の情報として危険警報を新設。
- ・ 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。

| 現在の防災気象情報（警戒レベル相当情報） | | | | | 新しい防災気象情報の情報体系とその名称 | | | | |
|----------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------------------|----------------------------|--------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 警戒レベル 相当情報 | 防災気象情報 | | | | 警戒レベル 5相当 | 河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫 | 大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫 | 土砂災害 急傾斜地のげり崩れや 土石流 | 高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水 |
| | 指定河川 洪水予報 (河川毎) | 洪水警 (市町村毎) | 大雨浸水害 (市町村毎) | 土砂災害 | | | | | |
| 5相当 | 氾濫発生情報 | 大雨特別警報 (浸水害) | | 大雨特別警報 (土砂災害) | 高潮氾濫発生情報 | レベル5 氾濫特別警報 | レベル5 大雨特別警報 | レベル5 土砂災害特別警報 | レベル5 高潮特別警報 |
| 4相当 | 氾濫危険情報 | | | 土砂災害警戒情報 | 高潮特別警報 高潮警報 | <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> | | | |
| 3相当 | 氾濫警戒情報 | 洪水警報 | 大雨警報 (浸水害) | 大雨警報 (土砂災害) | 警報に切り替える 可能性が高い 高潮注意報 | レベル4 氾濫危険警報 | レベル4 大雨危険警報 | レベル4 土砂災害危険警報 | レベル4 高潮危険警報 |
| 2相当 | 氾濫注意情報 | 洪水注意報 | 大雨注意報 | | 高潮注意報 | レベル3 氾濫警報 | レベル3 大雨警報 | レベル3 土砂災害警報 | レベル3 高潮警報 |
| 1相当 | | | | | | レベル2 氾濫注意報 | レベル2 大雨注意報 | レベル2 土砂災害注意報 | レベル2 高潮注意報 |
| | | | | | | 警戒レベル 1 | 早期注意情報 | | |

➤（多々納教授）河川氾濫の警報等について、具体的な河川や発表の仕方は決まっているのか。各市町としては、管内でどのように情報が発表されるかを知りたいはず。

⇒（彦根地方气象台）洪水予報河川の情報は、従来どおり河川管理者（国土交通省、県）と共同で河川ごとの情報として発表する。水位周知河川はこれまでどおり、河川事務所・県から水位情報が発表される。洪水予報河川以外の河川については、浸水害と洪水災害を含め大雨に関する情報として气象台から発表する。今後も流域の自治体のみなさんと連携しながら情報発表に努めてゆく。

⇒（事務局）補足する。東近江管内だと、日野川が气象台と県で共同発表する河川に該当する。新しい気象情報では「河川氾濫」で警報等が発表される。その他愛知川等の河

川は「大雨」警報等が発表される。また、河川管理者としては、水位周知河川について水位周知を実施する。

⇒（多々納教授）新たな防災気象情報では、「大雨」のレベル5としてどのようなものが出てくるのか。今の水位周知河川に関しては、そこで氾濫しているという情報が県から発表されるものが、気象台からレベル5で発表されるということか。

⇒（事務局）大雨のレベル5は「大雨特別警報」のみである。河川としての氾濫情報は、水防法に基づく氾濫情報として提供させていただく。

⇒（多々納教授）制度がどう変わるのか、各市町や住民にとって重要なのはどの情報なのかが分かりにくい。

⇒（事務局）来年度の出水期までに、国、県、市および彦根地方気象台の関係者が共有する場を設ける。分かりやすい発信ができるよう気象台と調整する。

- （多々納教授）避難勧告が廃止された時のように、それまでであった区分が新制度ではどこに相当するのかが分かりにくいと住民は混乱し、適切な避難行動に繋がりにくい。情報が切り替わったのか、名称が変わっただけで残っているのかを伝える必要がある。資料をアップデートしてほしい。トップセミナー（市町長と土木事務所長が直接やりとりする場）等を活用し、共有すると良い。

また、水害・土砂災害に強い地域づくり計画は、過去に作成済みの地域のみも含めて、タイムラインで避難のトリガーを整理しているが、ズレが生じないように今後フォローアップしてほしい。

- （近江八幡市）市としては、避難判断は河川水位と日没の状況を目安としている。大雨が予測されている場合、河川水位が基準に達していなくても日没前に早期に避難情報を発令することがある。土砂災害については学区単位で情報を発令する。影響のある範囲も局所的になるので、自治会長へ個別に連絡している。
- （日野町）当町は洪水以上に土砂災害が懸念されるが、土砂災害警戒情報が発表される地区は概ね決まっているので、該当する地区について、県の土木防災情報システムや累積雨量を注視している。近江八幡市同様、自治会へ直接連絡する等して、必要な時は切迫感を伝えるよう意識している。

②中小河川の「洪水浸水想定区域図」と「地先の安全度マップ」の公表について

- （多々納教授）中小河川の洪水浸水想定区域図と地先の安全度マップの違いを、各機関に向けて説明してほしい。

⇒（事務局）前者は想定最大規模の降雨を想定し、現状では対象河川も限定的である。水防法に基づき作成される。後者は三段階（10年確率、100年確率、200年確率）の降雨を想定し、県内全域の河川および水路からの氾濫を想定したリスク図で、県の条例に基づき作成される。

⇒（多々納教授）「想定最大」という表現が分かりにくいという課題がある。一般的には「1000年確率」と言われる規模の降雨だが、河川によって異なるもの。この資料

は、これまでは大河川でのみ洪水浸水想定区域図を公表していたが、中小河川についても新たに公表されるようになるということを説明するもの。洪水浸水想定区域図は、法律の改正により更新するものだが、地先の安全度マップはより短いスパンで更新される。土地利用の状況の変化を反映し、より実現象に近い浸水被害を予測できる点が特徴である。違いが理解しやすくなるよう、資料を工夫することが必要である。

- **（堀教授）** ハザードマップで想定最大規模の図を見ると、浸水を示す着色が県内満遍なく付いており、安全な場所がないように見えてしまう問題がある。また、想定最大規模のマップで示されているような段階ではそもそも安全な水平避難はできない状況である。自宅から避難所まで水平避難するなら、そうなる前の比較的初期の段階に済ませておくべきであり、その時に活用できるのが地先の安全度マップである。10年確率降雨時のマップを見て、早期に浸水が始まる場所を確認すると、安全な避難に繋げることができる。一方で、想定最大規模は住居の損害保険の算定時に重要な情報。用途に応じて使い分けることを意識して、ハザードマップ作成を行う必要がある。
- ⇒ **（事務局）** 次の更新により、地先の安全度マップはそれまで解析対象外であった山間部の浸水リスクも確認できるようになる。ご意見いただいた2つのリスク図の活用方法については、例えば、高島市のように想定最大規模の降雨と10年確率降雨でハザードマップを分けて作成している自治体もある。この機会に、各市町において、地先の安全度マップの10年確率降雨のような比較的高頻度で起こる雨に対するリスクについても上手く住民へ伝えていただけると幸いである。

協議会全体における質疑応答・意見交換

- 特になし。

以上